

Care Manager

Vol. 47

ケアマネ助っ人

2024.4  
support

P 2 ~ 3 : 特集 1

介護報酬改定実施にあたり  
義務付けられる取り組み

P 4 : 特集 2

居宅介護支援の介護報酬改  
定情報まとめ

P 5 ~ 6 : 研修報告

P 7 : お知らせ

令和3年度介護報酬改定における改正内容のうち、下記に示す取り組みは経過措置が設けられた上で令和6年4月1日から実施が義務付けられているものです。基準省

**\* 虐待の防止 対象サービス：全サービス**

事業者は、虐待の発生又は再発を防止するため「虐待の未然防止」「虐待等の早期発見」「虐待等への迅速かつ適切な対応」の観点を踏まえ、次の措置を講じる必要があります。

必要な措置

- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催（定期開催）
- ・従業員への委員会結果の周知
- ・虐待の防止のための指針の整備
- ・研修の実施（年1回及び新規採用時）
- ・虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置

**\* 感染症予防及びまん延の防止 対象サービス：全サービス**

事業者は、事業所・施設において感染症が発生し、又はまん延しないよう措置を講じる必要があります。

（施設系サービスは委員会・指針・研修については従前から規定あり）

必要な措置

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催（6月に1回）
- ・従業員への委員会結果の周知
- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ・研修・訓練（シミュレーション）の実施（年1回及び新規採用時）

**\* 業務継続計画の策定等 対象サービス：全サービス**

事業者は、感染症や非常災害の発生時において、介護サービスが安定的・継続的に提供されることが重要であるため、業務継続計画（BCP）を策定し、計画に従い必要な措置を講じる必要があります。

必要な措置

- ・業務継続計画の策定、定期的な計画の見直し
- ・従業員への業務継続計画の周知
- ・研修/訓練（シミュレーション）の実施（年1回及び新規採用時/年1回）



**虐待の防止については従業者が実質1名等の小規模な事業所における考え方が示されています。**

(問) 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業所では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要があるのか。

(答) 虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行なう実施していただきたい。例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

**感染症予防及びまん延の防止についても小規模な事業所における考え方が示されています。**

感染対策委員会は、居宅介護支援事業所の従業者が1名である場合は、口の指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えない。

この場合にあっては、指針の整備について、外部の感染管理等の専門家等と積極的に連携することが望ましい。

口 感染症の予防及びまん延の防止のための指針当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。

また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。

出典：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）（抄）

\* 令和6年4月 介護報酬改定の施行日

厚生労働省の実施した「第236回介護給付費分科会」において、介護報酬改定の施行日がサービス種別によって、2024年4月と2024年6月に別れることが示されました。

診療報酬改定の施行に合わせる形で、2024年6月に施行されるのは「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「通所リハビリテーション」「居宅療養管理指導」の4つのサービス種別となり、それ以外のサービス種別は2024年4月に施行されることとなります。

### \* 介護報酬改定のポイント

居宅介護支援に関わるポイントは22項目とされています。

- ①基本報酬 ②人員配置基準における両立支援への配慮
- ③管理者の責務及び兼務範囲の明確化等
- ④都道府県及び市町村に対して、人員配置基準に係るいわゆるローカルルールについて
- ⑤書面掲示規制の見直し ⑥特定事業所加算の見直し
- ⑦介護予防支援を行う場合の取扱い ⑧他のサービス事業所との連携によるモビリティ
- ⑨入院時情報連携加算の見直し ⑩通院時情報連携加算の見直し
- ⑪ターミナルケアマネジメント加算等の見直し
- ⑫業務継続計画未策定減算の創設 ⑬高齢者虐待防止措置未実施減算の創設
- ⑭身体的拘束等の適正化の推進 ⑮ケアプラン作成に係る主治の医師等の明確化
- ⑯テレワークの取扱い ⑰公正中立性の確保のための取組の見直し
- ⑱介護支援専門員1人当たりの取扱件数（報酬）
- ⑲介護支援専門員1人当たりの取扱件数（基準）
- ⑳同一建物減算の創設
- ㉑特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- ㉒特別地域加算の対象地域の見直し

\* 令和6年2月15日時点の最新資料を基に作成しています。

厚生労働省より通知や資料などが順次公開されますので詳細につきましては、最新情報をご確認ください。

※⑫業務継続計画未策定減算の導入については経過措置が1年設けられ、訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用されなくなっています。



### 【業務継続計画未策定減算】

施設・居住系サービス：所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算

その他のサービス：所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

## 研修報告

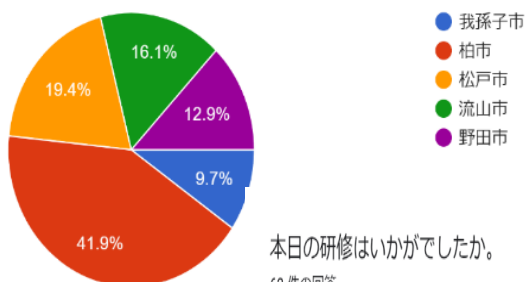
### 令和5年11月21日（火）第14回東葛北部地区介護支援専門員研修会

「次期制度改正とケアマネの役割」について医療経済研究機構の服部講師  
医療経済研究機構政策推進部副部長兼研究部主席研究員 服部 真治 氏  
本研修では2024年4月介護報酬改定で見込まれる内容について、当時まで社会保障審議会で協議されている内容について説明を受けました。  
現制度ではサービスごとの加算が複雑化しており、ご利用者が分かりづらい事となっている為、取得率の高い加算から基本報酬へ組み込むか、他加算と合わせるかとの協議になっている。現状地域包括支援センターが繁多となっている為、行政も対応に苦慮していることが伺え、居宅介護支援の報酬がプラス改定が予定されており今後、市場の混乱が改善されればと期待しております。

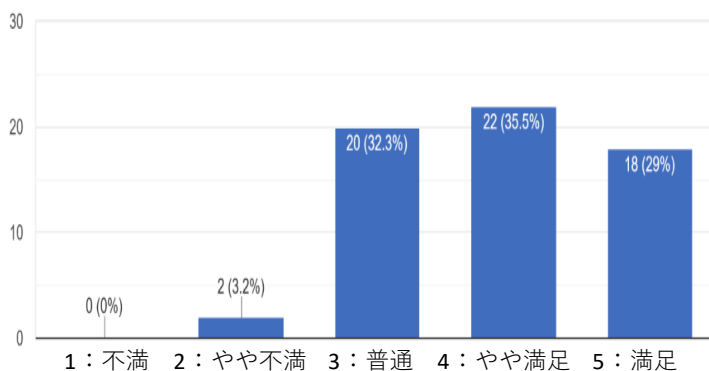


## アンケート結果

どちらの市から参加ですか（所属のケアマネ会）  
62件の回答



本日の研修はいかがでしたか。  
62件の回答



全体的に満足したとの回答を得ることができました。  
今後も有益な研修が開催できればと思っております。

## 令和6年2月17日（木）柏市介護支援専門員協議会研修会

～はじめよう！BCP（事業継続計画）～

講師 日本ホームヘルパー協会会長 境野 みね子 氏

来る介護報酬改定に伴い、BCPの策定が義務付けられる為、タイムリーな情報を実際居宅介護支援を運営されている講師よりご教示頂きました。

講師の法人において策定したBCPや感染症予防指針及びマニュアルを確認しながら実技も交えて訓練を行いました。

運営基準により策定を義務付けられ行動する事は勿論、能動的に災害時の備えや感染症への対策について考えなければならないと気づきを得ました。



座学による講義



防護服等を用いての実技

### アンケート結果

アンケート結果、「満足」や「やや満足」が大半を占めておりました。

88名参加されましたがアンケートの回収率が約18%となっており、今後の研修立案の参考となる為、ご協力の程宜しくお願い致します。



## お知らせ

第1回研修会（予定）

令和6年5月21日（火）13：00～16：30

会場：アミュゼ柏クリスタルホール

内容：2024年度の介護保険制度や介護報酬の改定について

講師 後藤佳苗 氏

第2回研修会（予定）

令和6年9月頃

歯科医師会との合同研修会

詳細は今後の当協議会のホームページやカシワニネットにてご確認をお願いします。



## 広報担当者のつぶやき

会員の皆様、お疲れさまです。いつもケアマネ助っ人読んでいただきありがとうございます。

あっという間に新年度を迎えてしまいましたね。新たな門出や新しい環境で慣れない方もいるかと思いますが夏の暑さに向けて体力面等々含めて準備をして行きたいところです。

今回の特集は令和6年4月からの介護報酬改定実施にあたり、情報をまとめさせていただきました。また、5月には後藤佳苗氏を講師に迎えて、介護保険制度や介護報酬の改定について研修会の実施も予定しております。ケアマネ助っ人が何かの参考になれば幸いです。

研修会にて皆さまのお元気な姿をお見せください。

櫻庭陽平



「ケアマネ助っ人」について、年2回の発行を原則としています。  
「ケアマネ助っ人」は総会開催時や研修会等での配布と当協議会のホームページ上及びカシワニネット上で閲覧が可能です。※ 閲覧は期間限定となりますのでご注意ください。また総会や研修会を開催しない場合には、配布できない場合もございますのでご了承ください。